

# 福井県報

第 407 号  
令和 8 年  
6月30日(火)  
火曜日発行

## 目次

(※は県例規集登載事項)

### 規則

- ※住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(37・市町協働課)……………2
- ※福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(38・地域医療課)……………2
- ※福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(39・長寿福祉課)……………9

### 告示

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(338・長寿福祉課)……………11
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(339・同)……………11
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(340・同)……………11
- 指定公金事務取扱者の指定(341・こども未来課)……………12
- 救急業務に係る医療機関の認定(342・奥越健康福祉センター)……………12
- 令和8年度職業訓練指導員試験の実施(343・労働政策課)……………13
- 福井県知事管理漁獲可能量の設定(344・水産課)……………13
- 保安林の指定の解除の予定(345、346・森づくり課)……………14
- 保安林の指定の予定(347、348・同)……………14
- 道路の供用の開始(349、350・道路保全課)……………15
- 道路の区域の変更(351、352・道路保全課)……………15

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(原子力環境監視センター)……………16
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の相手方の決定(保健予防課)……………20
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開拓課)……………20
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(公営企業課)……………21

- 農地を利用する権利の設定の裁定(中山間農業・畜産課)……………21
- 公共測量の実施(土木管理課)……………21
- 公共測量の終了(同)……………22
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(教育政策課)……………22

### 教育委員会告示

- 令和8年度福井県立高等学校後期編入学者選抜実施要項(定時制の課程および通信制の課程)(3・高校教育課)……………24

### 公安委員会規則

- 福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(5・情報技術企画課)……………29

### 公安委員会告示

- ※福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県公安委員会が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示を廃止する告示……………29

### 警察本部告示

- ※福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県警察本部長が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示を廃止する告示……………30

### 福井県市町村職員共済組合公告

- 福井県市町村職員共済組合の令和7年度決算の要旨……………30

### 公立大学法人福井県立大学公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施……………33

# 規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第37号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年福井県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1～8（略）	（略）	1～8（略）	（略）
9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務	福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）による補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金のうち、次に掲げるものの交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答  <u>(1)</u> （略）  (2)（略） (3)（略） (4)（略） (5)（略）	9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務  福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）による補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金のうち、次に掲げるものの交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答 <u>(1) 福井県企業立地促進補助金</u> <u>(2)</u> （略） <u>(3) 福井県企業受入支援金</u> <u>(4) 県産材を活用したふくいの住まい支援事業補助金</u> (5)（略） (6)（略） (7)（略） (8)（略）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第38号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
 福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則（昭和25年福井県規則第27号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例別表の規則で定める額)	(条例別表の規則で定める額)
<u>第3条 条例別表3の項の規則で定める額は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定基礎につき、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</u>	<u>第3条 条例別表5の項の規則で定める額は、別表左欄に掲げる予防接種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</u>
<u>2 条例別表5の項の規則で定める額は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</u>	
<u>3 条例別表19の項の規則で定める額は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</u>	

別表を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第3条関係）

区分	算定基礎	金額
1 インレー		
(1) 金合金、白金加金およびチタン		
ア 単純なもの	1 歯につき	3万5,080円
イ 複雑なもの	1 歯につき	3万8,500円
(2) ポーセレン	1 歯につき	3万2,230円
(3) ハイブリッドセラミックレジン	1 歯につき	3万960円
2 歯冠		
(1) 全部鑄造冠（金合金、白金加金およびチタン）	1 歯につき	6万5,700円
(2) オールセラミックス冠	1 歯につき	11万円
3 前装冠（金合金、白金加金およびチタン）		
(1) 硬質レジン前装金属冠	1 歯につき	7万2,840円
(2) 金属焼付ポーセレン冠	1 歯につき	8万1,720円
4 ダミー（金合金、白金加金およびチタン）		
(1) 前歯（前装ポーセレン）	1 歯につき	8万130円
(2) 白歯		
ア 鑄造ダミー	1 歯につき	6万4,320円
イ 前装ポーセレン	1 歯につき	8万3,570円
5 隙（金合金、白金加金およびチタン）	1 本につき	1万6,170円
6 支台築造		

(1) 金合金、白金加金およびチタン	1 歯につき	1 万 7, 4 1 0 円
(2) 金パラ銀合金	1 歯につき	1 万 5, 6 7 0 円
7 ラミネートベニア	1 歯につき	6 万 1, 9 5 0 円
8 金属床（バーおよび維持装置を含む。）		
(1) 4 歯以下		
ア 金合金、白金加金およびチタン	1 床につき	1 9 万 5 1 0 円
イ 特殊合金	1 床につき	1 6 万 8, 8 9 0 円
(2) 5 歯以上 8 歯以下		
ア 金合金、白金加金およびチタン	1 床につき	2 3 万 9, 3 2 0 円
イ 特殊合金	1 床につき	1 8 万 7, 1 0 0 円
(3) 9 歯以上 1 1 歯以下		
ア 金合金、白金加金およびチタン	1 床につき	2 8 万 7, 4 0 0 円
イ 特殊合金	1 床につき	1 9 万 8, 2 1 0 円
(4) 1 2 歯以上 1 4 歯以下		
ア 金合金、白金加金およびチタン	1 床につき	3 3 万 6, 9 7 0 円
イ 特殊合金	1 床につき	2 0 万 9, 5 8 0 円
9 鑄造鈎（金合金、白金加金およびチタン）	1 箇所につき	2 万 6, 8 7 0 円
1 0 矯正装置		
(1) 相談料	1 回につき	4, 8 4 0 円
(2) 基本検査料	1 回につき	8 万 1 7 0 円
(3) 診断料	1 回につき	3 万 1, 4 7 0 円
(4) 基本施術料	1 回につき	1 6 万 8, 5 4 0 円
(5) 舌側弧線装置	片顎につき	3 万 8, 5 0 0 円
(6) 唇側弧線装置	片顎につき	3 万 3, 4 5 0 円
(7) 全帯環式矯正装置	1 回につき	9 万 6 5 0 円
(8) ブラケット法	1 回につき	1 0 万 2, 9 7 0 円
(9) 機能的顎矯正装置	1 回につき	6 万 2, 4 2 0 円
		（拡大ネジ付きの場合は、7 万 1, 9 8 0 円）
(10) 床矯正装置	片顎につき	4 万 8 0 円
(11) 拡大床矯正装置	1 回につき	4 万 6, 5 6 0 円
(12) 顎外固定装置	1 回につき	3 万 8, 6 3 0 円
(13) チンキャップ	1 回につき	3 万 1, 5 8 0 円
(14) 調節料	1 回につき	6, 0 9 0 円
(15) 観察料	1 回につき	3, 8 7 0 円

1 1	小児義歯	片顎につき	2万3,450円
1 2	保隙装置料		
(1)	診断料	1回につき	7,750円
(2)	検査料	1回につき	9,360円
(3)	バンド・ループ	1回につき	1万3,610円
(4)	クラウン・ループ (次号に掲げるものを除く。)	1回につき	1万4,480円
(5)	クラウン・ループ (鋳造金パラ銀合金)	1回につき	4万4,560円
(6)	クラウン・ディスタル・シュー (次号に掲げるものを除く。)	1回につき	2万450円
(7)	クラウン・ディスタル・シュー (金パラ銀合金)	1回につき	5万4,750円
(8)	リンガルアーチ型	1回につき	2万1,200円
1 3	小児定期観察料	1回につき	4,960円
1 4	アタッチメント義歯	1装置につき	8万8,000円
1 5	フッ素塗布	1回につき	2,700円
1 6	インプラント材植立料		
(1)	相談・診断料		
ア	相談料	1回につき	2,300円
イ	基本検査料	1回につき	9,270円
			(デジタル画像撮影を含む場合は、1万370円)
ウ	顎骨精密検査・植立可否診断料		
(ア)	基本診察料	1回につき	750円
(イ)	X線検査料		
a	大判	4枚までごとにつき	1万6,850円
b	パノラマ	1枚につき	5,510円
(ウ)	ステント作成・調整料	1回につき	
			次に掲げる作成するステントに係る歯の数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
			1 6歯以下 1万1,360円 (診断用ベアリングを含む場合は、1万4,500円) に作成するステントに係る歯の数を乗じて得た額
			2 7歯以上10歯以下 6万8,160円 (診断用ベアリングを含む場合は、8万7,000円) に作成す

エ 全身精密検査・診断料

(ア) 心電図

1回につき

1,730円

(イ) 血液検査料

1回につき

1万3,410円

(2) インプラント材植立1次手術料

ア 基本診療料

1回につき

750円

イ 1次手術料

1回につき

るステントに係る歯の数から6を減じて得た数に1万3,670円(診断用ベアリングを含む場合は、1万8,900円)を乗じて得た額を加えて得た額

3 11歯以上 12万2,840円

(診断用ベアリングを含む場合は、16万2,600円)に作成するステントに係る歯の数から10を減じて得た数に1万9,450円(診断用ベアリングを含む場合は、2万6,780円)を乗じて得た額を加えて得た額

次に掲げる使用する埋込インプラントの数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

1 1本 14万6,880円

2 2本以上6本以下 14万6,880円に使用する埋込インプラントの数から1を減じて得た数に7万6,560円を乗じて得た額を加えて得た額

3 7本以上10本以下 52万9,630円に使用する埋込インプラントの数から6を減じて得た数に8万7,700円を乗じて得た額を加えて得た額

4 11本以上 85万4,310円に使用する埋込インプラントの数から10を減じて得た数に10万190円を乗じて得た額を加えて得た額

ウ 埋込インプラント（新規）	1本につき	7万6,560円
(3) インプラント材植立2次手術料		
ア 基本診療料	1回につき	750円
イ 2次手術料	1回につき	2万1,380円
ウ 治療用アバットメント	1歯につき	7,390円
(4) デンタル撮影料	1枚につき	700円
(5) 自家骨採取料	1回につき	1万9,580円 (大型自家骨採取器を使用しない場合は、無料)
(6) 口腔内洗浄料	1回につき	750円
(7) 手術後観察料	1回につき	750円
(8) 口腔内診断料	1回につき	750円
17 1から16までに定めのないもの		診療材料の価格と診療報酬の算定方法により算定した価格とを合算した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加算した額

別表第2（第3条関係）

区分	金額
1 麻しん	6,870円
2 風しん	6,970円
3 麻しん風しん混合	1万70円
4 破傷風	4,640円
5 おたふく	7,290円
6 2種混合	6,990円
7 3種混合	9,630円
8 5種混合	2万360円
9 日本脳炎	7,870円
10 水痘	9,250円
11 帯状疱疹	2万2,090円

12 BCG	1万1,450円
13 インフルエンザ	5,170円 (2回の接種を必要とする場合であって、1回目の接種を福井県立病院で受けた場合における2回目の接種については、2,810円。接種の回数にかかわらず、発熱等により接種を受けることができない場合であって、診察のみを受けた場合については、3,070円)
14 ポリオ	1万290円
15 A型肝炎	1万6,670円
16 組織培養不活性化狂犬病	1万5,560円
17 肺炎球菌	8,010円
18 肺炎球菌(小児用)	1万1,570円
19 肺炎球菌(高齢者用)	1万3,920円
20 インフルエンザ菌b型	9,240円
21 子宮頸がん(2価・4価HPVワクチン)	1万6,670円
22 子宮頸がん(9価HPVワクチン)	2万6,840円
23 経口弱毒生ヒトロタウイルス	1万5,020円
24 5価経口弱毒生ロタウイルス	9,740円
25 髄膜炎菌	2万2,420円
26 B型肝炎	6,410円
27 RSウイルス	2万5,470円
28 RSウイルス(妊婦用)	2万9,760円
29 (輸入)3種混合	8,860円
30 (輸入)髄膜炎菌B型	3万4,600円
31 腸チフス	9,550円
32 コロナウイルス(12歳以上用)	1万5,020円
33 コロナウイルス(6か月から11歳用)	1万3,430円

別表第3(第3条関係)

区分	金額
1 テクニス マルチフォーカル ワンピース	14万8,070円

2 テクニス マルチフォーカル アクリル	14万8,070円
3 アルコン アクソリフ IQ PanOptix シングルピース	21万5,520円
4 アルコン アクソリフ IQ PanOptix トーリック シングルピース	24万9,250円
5 クラレオン パンオプティクス CNWTT0	22万6,810円
6 クラレオン パンオプティクス CNWTT2～ 6	26万470円
7 クラレオン ビビティ AutoNoMe CN AET0	22万6,810円
8 クラレオン ビビティ TORIC Exten ded Vision CNLET2～6	26万470円
9 クラレオン パンオプティクス トリフォーカル AutoNoMe CNATT0	22万6,810円
10 クラレオン パンオプティクス トリフォーカ ル AutoNoMe CNATT3～6	26万470円
11 テクニス オデッセイ VB Simpli city	21万5,480円
12 テクニス オデッセイ TVB Simpli city	24万8,810円
13 テクニス ピュアシー Simplicity	21万5,150円
14 テクニス ピュアシー トーリックII Sim plicity	24万8,810円

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第39号

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例施行規則（平成7年福井県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用料および手数料の額) 第3条 (略) 2 条例別表4の項の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる予防接種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。		(使用料および手数料の額) 第3条 (略) 2 条例別表5の項の知事が定める額は、別表左欄に掲げる予防接種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
区分	金額	区分	金額
1 麻しん	6,870円	1 麻しん	7,590円
2 風しん	6,970円	2 風しん	6,810円
3 麻しん風しん混合	1万70円	3 麻しん風しん混合	1万570円
4 破傷風	4,640円	4 破傷風	7,740円
5 おたふく	7,290円	5 おたふく	7,130円
6 2種混合	6,990円	6 2種混合	6,660円
7 3種混合	9,630円	7 3種混合	6,830円
8 日本脳炎	7,870円	8 日本脳炎	7,570円
9 水痘	9,250円	9 水痘	8,750円
10 BCG	1万1,450円	10 BCG	7,620円
11 インフルエンザ	5,170円 (2回の接種を必要とする場合 であって、1回目の接種を福井 県立すこやかシルバー病院で受 けた場合における2回目の接種 については、2,810円。接種 の回数にかかわらず、発熱等 により接種を受けることができ ない場合であって、診察のみを 受けた場合については、3,0 70円)	11 インフルエンザ	6,450円 (2回の接種を必要とする場合 であって、1回目の接種を福井 県立すこやかシルバー病院で受 けた場合における2回目の接種 については、4,110円。接種 の回数にかかわらず、発熱等 により接種を受けることができ ない場合であって、診察のみを 受けた場合については、2,8 70円)
12 ポリオ	1万290円	12 ポリオ	1万130円
13 A型肝炎	1万6,670円	13 A型肝炎	8,080円
14 組織培養不活性化狂犬病	1万5,560円	14 組織培養不活性化狂犬病	1万4,740円
15 肺炎球菌	8,010円	15 肺炎球菌	8,550円

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

# 告 示

## 福井県告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870301148	デイサービススマイル	福井県越前市千福町328	株式会社エムスト	令和8年6月1日	通所介護

## 福井県告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1862190038	訪問看護リハビリステーション すまいる	福井県三方郡美浜町笹田12-2-1	株式会社SLAK	令和8年6月4日	令和8年6月30日	訪問看護
1870800172	株式会社川崎家具介護事業部	福井県あわら市市姫2丁目18番9号	株式会社川崎タンス	令和8年5月26日	令和8年6月30日	福祉用具貸与・特定福祉 用具販売

## 福井県告示第340号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				

1862190038	訪問看護リハビリステーション すまいる	福井県三方郡美浜町笹田12-2-1	株式会社SLAK	令和8年6月4日	令和8年6月30日	介護予防訪問看護
1870800172	株式会社川崎家具介護事業部	福井県あわら市市姫2丁目18番9号	株式会社川崎タンス	令和8年5月26日	令和8年6月30日	介護予防福祉用具貸与・介護予防 特定福祉用具販売

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、ふくい  
の共育（ともいく）応援企業奨励事業運営業務を委託したので、同法243条の2第2項  
の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社JTB福井支店  
福井県福井市中央1丁目2番1号  
ハピリン2階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
男性育休促進企業奨励金、育児時短勤務促進企業奨励金、妊活休暇取得促進企業奨励  
金支給事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年6月17日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和8年6月17日

#### 福井県告示第342号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、  
消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定した  
ので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 福井勝山総合病院
- 3 所在地 勝山市長山町2丁目6番21号
- 4 認定年月日 令和8年6月15日
- 5 認定の有効期間  
自 令和8年7月5日  
至 令和11年7月4日

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第45条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

1 試験を実施する職種

全職種（本県では学科試験のうち指導方法のみを実施する。）

2 試験の科目

免許職種	学科試験の科目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規）

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 規則第45条の2第2項および第3項に規定する者

※実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（全免除者）による受験については、7(4)申請書類の受付期間に限らず通年で受け付ける。また、全免除者については受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続きを行うことができる。

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 拘禁刑（※）以上の刑に処せられた者

※刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

4 試験の免除

試験の受験資格を有する者のうち、次に該当する者については、試験の免除を受けることができる。

ア 規則第46条に該当する者

イ 規則別表11の3に該当する者

5 試験の日時

令和8年9月4日（金）午前10時から

6 試験の実施場所

福井市林藤島町20-1-3

福井産業技術専門学院

7 受験手続

(1) 受験の申請に必要な書類

ア 受験申請書・写真票・受験票・履歴書（1枚綴りの所定様式）

イ 受験資格および免除資格を証明する書類

ウ 住民票（本籍地の記載のあるもの）

(2) 受験手数料

3,100円

(3) 書類の提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部労働政策課

(4) 受付期間

令和8年7月15日（水）から同年8月3日（月）まで。

郵便による場合は、令和7年8月3日（月）必着のこと。

(5) 受験票の送付

申請書を受理した後、受験票を送付するので、大切に保管し試験当日必ず持参すること。

8 合格発表

令和8年10月2日（金）

合格者の受験番号を福井県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者には合格通知を送付する。

9 その他

(1) 受験者は、試験当日受験票および筆記用具を持参すること。

(2) 受験申請書・写真票・受験票・履歴書は、福井県産業労働部労働政策課に据え置くので、郵送を希望する場合には、140円切手を貼ったあて先明記の角形2号（A4大）の返信用封筒を同封して労働政策課まで申込むこと。

(3) 受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県産業労働部労働政策課（電話0776-20-0388）に行うこと。

福井県告示第344号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、まさばおよびごまさば、ずわいがにの令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県まさばおよびごまさば対馬暖流系群沿岸漁業	現行水準

第2 ずわいがに日本海系群A海域

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県ずわいがに漁業	243

福井県告示第345号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

1 解除予定保安林の所在場所

福井市国見元町18字柄矛山3番2・3番3・3番4・19字国見裏8番・21字大谷山1番・3番1・22字吉平山6番1・五太子町27字釜ヶ谷1番13・28字奥山1番・2番・4番1・7番5・29字樓ノ尾8番2・32字阪ノ尾2番・4番3・4番4・6番・上一光町45字西谷3番1・国見町114字五谷山7番(以上19筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第346号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

1 解除予定保安林の所在場所

福井市国見元町22字吉平山6番1・6番6(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第347号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

1 保安林予定森林の所在場所

丹生郡越前町桁川70字上水上6の1、6の2、22の1、22の2、23の1、23の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第348号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 保安林予定森林の所在場所  
勝山市遅羽町比島38字蛭谷9の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福井県告示第349号

一般国道162号の下記区間において、道路改良工事の着手に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和8年6月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	162号	小浜市大手町12号南中倉8番3から 小浜市大手町12号南中倉17番7まで	令和8年7月1日

### 福井県告示第350号

主要地方道小浜上中線の下記区間において、道路改良工事の着手に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和8年6月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	小浜上中線	小浜市大手町12号南中倉34番2から 小浜市大手町12号南中倉35番3まで	令和8年7月1日

### 福井県告示第351号

一般国道162号の下記区間において、道路改良工事の着手に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和8年6月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	162号	新	小浜市大手町12号南中倉8番3から 小浜市大手町12号南中倉17番7まで	18.7 ~ 31.2	29.4
		旧	小浜市大手町12号南中倉8番3から 小浜市大手町12号南中倉17番7まで	15.5 ~ 21.6	29.4

### 福井県告示第352号

主要地方道小浜上中線の下記区間において、道路改良工事の着手に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和8年6月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要 地方 道	小浜 上中 線	新	小浜市大手町12号南	20.2 ~ 23.5	24.4
			中倉34番2から		
			小浜市大手町12号南		
		中倉35番3まで			
旧	小浜市大手町12号南	19.8 ~ 19.8	中倉34番2から		
	小浜市大手町12号南				
	中倉35番3まで				

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 調達する特定役務の名称

伝送機能付電子線量率計観測局更新および保守点検業務

#### (2) 業務内容

入札説明書および発注仕様書（以下、「入札説明書等」という。）のとおりに。

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

#### (4) 履行場所

入札説明書等による

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る業務を履行する能力を有すると認められる者であること。

(5) 令和2年4月1日以降に、元請（共同企業体の場合は当該共同企業体の代表者に限る。）として、国または都道府県発注の固定型モニタリングポストまたは可搬型モニタリングポストの納入を適切に履行した実績を有している者であること。

(6) 国際的な品質保証基準であるISO9001:2015「品質マネジメントシステム」を基本とした品質保証マネジメントシステムを確立し、本事業への適用を実施すると認められる者であること。

(7) 発注仕様書に定める期間内に、発注仕様書に定める機能および性能を満足する装置を納入できると認められる者であること。

(8) この入札において調達するシステムに障害が発生した旨の連絡を受けた場合、障害箇所へ3時間以内に到着し修復に着手できる体制を有していること。

(9) この入札において調達するシステムの点検、修理、部品供給等のサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応できると認められる者であること。

(10) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、入

札説明書別紙様式1「紙入札承認願」を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

#### 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒914-0024  
福井県敦賀市吉河37-1  
福井県原子力環境監視センター管理室  
電話 0770-25-6110

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

#### 5 入札説明会の開催日時および場所

次の日程で入札説明会を開催するので、入札への参加を希望する者は可能な限り出席すること。

(1) 開催日時

令和8年7月10日（金）10時

(2) 開催場所

福井県敦賀市吉河37-1  
福井県原子力環境監視センター会議室

(3) 内容

調達する特定役務に関する説明  
入札説明書等に関する質問への回答

#### 6 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法

(1) 提出期限

令和8年6月30日（火）から  
令和8年7月24日（金）16時まで（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 提出先

〒914-0024  
福井県敦賀市吉河37-1  
福井県原子力環境監視センター管理室  
TEL 0770-25-6110  
FAX 0770-25-7201

(3) 提出方法

質問がある場合は、別紙様式2「入札説明書等に関する質問書」に質問内容を記載し、事前に電話連絡のうえ、メール、FAX、持参または郵送（以下「メール等」という。）にて提出すること。

(4) 回答

質問に対する回答は、メール等にて入札参加資格申請者全員に対して行うものとする。

#### 7 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、紙による申請書等または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に必要書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年6月30日（火）から  
令和8年7月24日（金）16時まで（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

(3) 必要書類

ア 誓約書

この誓約書は電子入札システムにより入札に参加する場合は押印を省略することができる。

イ 福井県競争入札参加資格決定通知書の写し

ウ 令和2年4月1日以降に、元請として、国または都道府県発注の固定型モニタリングポストまたは可搬型モニタリングポストの納入を適切に履行した実績を確認できる書類（契約書の写し、契約内容の分かる書類）

エ 品質保証マネジメントシステム（ISO9001）登録証等の写し

オ この入札において調達するシステムの機器仕様、図面およびネットワーク構成図ならびに納入スケジュール

カ 業務実施体制図および緊急時連絡体制

※ 内容、体制、要員数、拠点等が確認できるもの

キ この入札において調達するシステムの点検、修理、部品供給等のサービスおよびメンテナンスに係る体制を確認できる書類

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認申請書を提出したものに對し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。

8 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

7(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年8月7日(金)8時30分から令和8年8月10日(月)16時00分まで

(3) 開札日時

令和8年8月12日(水)10時00分

(4) 開札場所

福井県原子力環境監視センター会議室

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の免除

入札参加者が次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

ア 入札参加者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする「入札保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。

イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登録されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付

入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、入札書に記載する金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その金額を切り捨てた金額)の100分の5以上の入札保証金(千円未満の端数があるときは千円に切り上げる)を令和8年8月12日(水)8時30分から9時45分までに福井県原子力環境監視センター出納員に納付しなければならない。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、直ちに還付する。

(3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 政府の保証のある債券

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手

エ 日本銀行が適格担保として認める社債

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格(日本証券業協会が発表する当該入札日前1週間程度における市場価格とする。)の8割に相当する金額とする。

10 入札および開札

(1) 入札参加者は、入札説明書等ならびに契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、6により説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書には、次の③に関する見積額の110分の100に相当する額を記載すること。また、入札書には次の①～③に関する見積額の110分の100に相当する額をそれぞれ記載した入札内訳書を添付すること。

①更新業務

②保守点検業務

③「②に5を乗じた額」に①を加算した額

なお、①は③の85.5%～72.2%の範囲内の額とすること。

(3) 入札書に記載する額は、発注仕様書に記載する契約範囲に係る一切の諸費用を含むものとする。

(4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 紙入札者は、入札書および入札内訳書を、持参または郵送により8(2)に示す期間内に、7(2)に示す方法にて提出しなければならない。また、入札書には以下の事項を記入するものとする。

ア 入札金額(上記(2)の金額)

イ 入札案件名

ウ 入札者本人の住所(法人の場合は、その所在地)、氏名(法人の場合は、その商号または名称および代表者の氏名)および代表者印の押印(登記印(個人は実印))。ただし、法人が代表者の私印を使用する場合は社員も押印のこと。

エ 入札書を提出する年月日

オ 電子くじ用の数字(3桁)

なお、入札書は封印のうえ、封筒に「入札案件名」、「氏名(法人の場合は、その商号または名称)」を記載し、「入札書在中」と朱書すること。

(6) 紙入札者は代理人をして入札させるときは、別紙様式6「委任状」を提出しなければならない。

(7) 入札参加者または代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(8) 入札参加者は、提出した入札書を書き換え、変更または取消しすることができない。

(9) 開札は、紙入札による入札参加者またはその代理人を立ち合わせて行う。  
ただし、紙入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(10) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。ただし、入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

#### 1 1 入札の無効

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第151条第1項に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格のない者、入札参加資格申請書等を提出期間内に提出しなかった者、当該資格の有無に関する審査において虚偽の申請を行った者のした入札、電子入札においてICカードおよびID・パスワードを不正に使用した入札、入札書の金額と入札内訳書の合計金額が一致しない入札、その他入札条件に違反した入札は無効とする。

#### 1 2 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に関する契約の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

#### 1 3 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部が免除される。

(1) 契約者が保険会社との間に福井県を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。

(2) 過去2年間に官公署等と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それら全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 1 4 仮契約書（当該契約書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む）作成の要否および契約条項

(1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約条項は、入札説明書別添2「契約書（案）」のとおりとする。

(3) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(4) この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分

に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）の規定に基づき、福井県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる。

(5) 仮契約の締結後、議会の議決までの間に仮契約を締結した業者が福井県物品等競争入札参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は、当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は、当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

#### 1 5 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署及び所在地

〒914-0024

福井県敦賀市吉河37-1

福井県原子力環境監視センター管理室

TEL 0770-25-6110

FAX 0770-25-7201

#### 1 6 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) この入札において、最低制限価格は設定しない。

(3) 「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」等を熟読のうえ、入札に参加すること。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アの届出を警察署に行ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠った場合、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(5) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付期間

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

(6) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について（福井県が利用する電子契

約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定の当日中に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛に提出すること。

様式 [https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro\\_d/fil/densi-kekeiyaku-kakuninsyo.docx](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-kekeiyaku-kakuninsyo.docx)

提出先 [gensi-c@pref.fukui.lg.jp](mailto:gensi-c@pref.fukui.lg.jp)

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html)

## 1.7 Summary

- (1) Nature of the products to be purchase  
Renewal and maintenance of electronic dosimeter observation stations with transmission capabilities
- (2) Date, time of bidding  
8:30 7th August, 2026 – 16:00 10th August, 2026
- (3) Date, time of bid opening  
10:00 12th August, 2026
- (4) Deadline for delivery  
Product procurement : March 26th, 2027  
Maintenance support : March 31th, 2032
- (5) Affiliation in charge of contract-related affairs  
Fukui Prefectural Environmental Radiation Research and Monitoring Center, 37-1 Yoshiko, Tsuruga city, Fukui prefecture, 914-0024, Japan  
TEL 0770-25-6110

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 一般競争入札に係る特定役務の名称および数量  
胃部X線撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県健康福祉部健康医療局保健予防課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者の相手方を決定した日  
令和8年6月11日

- 4 落札者の相手方の名称および住所  
株式会社ミタス  
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額（契約金額）  
44,770,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和8年4月28日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ヤササキグルメ館森田店  
福井市河合寄安町101番、102番
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の自動車の出入口の数および位置  
(変更前) 2ヶ所  
(変更後) 4ヶ所
- 3 変更する年月日  
令和8年6月12日
- 4 変更する理由  
敷地西側に出入口2ヶ所を増設し、顧客の利便性向上を図るため。
- 5 届出のあった日  
令和8年6月11日
- 6 届出の縦覧場所
  - (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
  - (2) 福井県福井市宝永2丁目4番10号  
福井市商工労働部商工労政課
- 7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量

A重油（JIS規格重油1種1号）

224キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県産業労働部公営企業課  
福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日

令和8年5月21日

4 落札者の氏名および住所

三谷商事株式会社  
福井県福井市豊島1丁目3-1

5 落札金額（税抜）

1リットル当たり130.5円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和8年4月7日

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

1 申請に係る農地の所在等

所在および地番	地目	面積（㎡）
福井市風巻町14字81番	田	1,054
福井市風巻町24字6番	田	1,308
福井市風巻町25字10番	田	1,000

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請者の希望する権利の始期等

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和9年1月1日	10年	33,620円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年7月15日

(2) 提出先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

6 福井県農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から15年以上あるものである。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の

規定により、令和8年6月16日に独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称  
独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構
- 2 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 3 作業の期間  
令和8年8月3日から令和9年3月12日まで
- 4 作業の地域  
福井県嶺南地区

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和8年6月12日に坂井市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称  
坂井市
- 2 作業の種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 3 作業の期間  
令和7年10月30日から令和8年2月27日まで
- 4 作業の地域  
坂井市一円

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 調達をする業務の名称および数量  
福井県立学校電子黒板整備導入業務（福井地区）

(2) 業務内容  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり。

(3) 契約期間  
契約日から令和9年3月19日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」とい

う。)または入札書の提出を行うことができる。

#### 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁教育政策課 学校施設整備グループ(福井県庁11階)

電話 0776-20-0564

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

#### 5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあっては、入札説明書に定める様式)に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年6月30日(火)から

令和8年7月21日(火)17時00分まで(土、日曜日および休日を除く)

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格の結果通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。

#### 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年8月17日(月)8時30分から17時00分

令和8年8月18日(火)8時30分から17時00分

(3) 開札日時

令和8年8月19日(水)10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

#### 7 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 9 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

4(1)と同様とする。

#### 10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む)作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので、注意すること。

- (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
- ア 申請の受付期間  
福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県会計局会計課 総務第三グループ  
電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。
- (8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）  
福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

提出先

(e-mail) kyousei@pref.fukui.lg.jp

#### 1 1 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Installation of electronic blackboards in prefectural schools (Fukui area)
- (2) Date, time of bidding :  
8:30 A.M.17th August 2026 - 5:00 P.M. 17th August 2026  
8:30 A.M.18th August 2026 - 5:00 P.M. 18th August 2026
- (3) Date, time of bid opening :  
10:00A.M. 19th August 2026
- (4) Deadline for delivery :  
19th March 2027
- (5) Affiliation in charge of contract-related affairs  
Education policy division, Fukui prefectural board of education,3-17-1, Ote,  
Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580, Japan.  
(TEL 0776-20-0564)

## 教育委員会告示

### 福井県教育委員会告示第3号

令和8年度福井県立高等学校後期編入学者選抜実施要項（定時制の課程および通信制の

課程）を次のように定める。

令和8年6月30日

福井県教育委員会

令和8年度の福井県立高等学校（以下「県立高校」という。）の定時制の課程および通信制の課程の後期編入学者の選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

#### 第1 募集

##### 1 募集する学校・学科

下記の学校・学科において、欠員数等に応じて募集する。

定時制の課程

通信制の課程

学校名	学科名
丸岡	普通（昼間）
大野	普通（昼間）
鯖江	普通（昼間）
武生	普通（昼間）
敦賀	普通（昼間）
若狭	普通（昼間）
道守	普通（午前）
	普通（午後）
	普通（夜間）

学校名	学科名
道守	普通

#### 2 応募資格

後期編入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校またはこれに準ずる学校に在籍したことがある者
- イ 高等学校に準ずる学校に在籍している者
- ウ 学校教育法施行規則第95条第1号または第2号に該当する者で、令和8年4月以降に帰国または入国した者

#### 第2 受験に関する事前説明

- (1) 編入学を志願する者（以下「志願者」という。）および保護者は、令和8年8月3日（月）から8月7日（金）までの間および8月17日（月）から8月21日（金）までの間に、志願先の県立高校において、出願や編入学後の教科・科目の履修等について、事前に説明を受けること。ただし、志願者が成人の場合、父母等の同伴は不要とする。
- (2) 事前説明に当たっては、志願者は、過去に在籍していた学校または現在在籍している高等学校に準ずる学校（以下「前籍校」という。）において作成した「学籍および単位修得証明書（様式編入第2号）」および「在籍した学年の3(4)カ年間の教育課程表」を、志願先の県立高校に持参する。

ただし、応募資格のウに該当する者は、前籍校における成績を証明する書類（日本語または英語で作成）をもって「学籍および単位修得証明書」に代えることができる。

- (3) 志願先の県立高校の校長（以下「県立高校長」という。）は、志願者が持参する「学籍および単位修得証明書」をもとに、応募資格を確認し、編入学後の学校生活等について相談に応じるものとする。

### 第3 出願

#### 1 出願期間

- (1) 出願の受付期間は、令和8年8月27日（木）および8月28日（金）の両日とする。
- (2) 受付時間は、8月27日（木）は午前9時から午後4時までとし、8月28日（金）は午前9時から正午までとする。
- (3) 郵送により出願する場合は、書留郵便によることとし、出願受付期間内（ただし、8月28日（金）は正午までとする。）に到着したものに限り、受け付ける。この場合においては、受験票返送用として、あて先を記入し書留郵便に必要な切手を貼った封筒を同封すること。

#### 2 出願手続等

- (1) 出願は、一人1校1課程1学科に限る。
- (2) 志願者は、出願期間中に、次の書類を志願先の県立高校長に提出すること。
  - ア 福井県立高等学校編入学願書および受験票（様式編入第1号）
  - イ 単位修得および成績証明書（様式編入第3-1号または様式編入第3-2号）ただし、イについては、前籍校において厳封されたものであること。
- (3) 志願者は、入学審査料として1,500円を、クレジットカード決済、コンビニ決済、インターネットバンキング決済またはATM決済のいずれかの方法で、手数料納付システムにて納付すること。

また、納付申込完了後に表示される12桁の申込番号を編入学願書に記載すること。
- (4) 志願先の県立高校長は、編入学願書等の提出を受けた場合において、適正であると認めるときは、これを受理し、受験番号を付した上で、志願者に受験票を交付する。
- (5) 志願先の県立高校長は、編入学願書の受付期間中の両日、その日の受付終了後速やかに、出願者数を福井県教育委員会に報告するとともに、校内に掲示する。

なお、電話等による出願者数の照会には、応じないものとする。

### 第4 学力検査等

#### 1 学力検査等の実施

- (1) 編入学者選抜の資料とするため、学力検査等を実施する。
- (2) 学力検査等は、令和8年9月3日（木）に、編入学願書を提出した県立高校において実施する。

- (3) 定時制の課程においては、国語・英語・数学の3教科の学力検査および面接を実施し、通信制の課程においては、面接のみ実施する。

#### 2 編入学者の選抜

志願先の県立高校長は、提出書類および学力検査等の結果を資料として、編入学者を選抜する。

#### 3 合格者の発表

志願先の県立高校長は、令和8年9月7日（月）の午後2時以降に、合格者の受験番号を各県立高校のホームページに掲載する。その後、合格者に通知するものとする。

また、合格者の決定後速やかに、合格者数を福井県教育委員会に報告するものとする。

福井県立高等学校編入学願書

受験番号 ※

志願高校	福井県立 高等学校 ( 昼間・午前・午後・夜間 ) 部	科
応募資格 に係る学歴	学校 課程 科 退	学年 業 学
ふりがな		
本 氏 名		
人 現住所		
生年月日	昭和・平成	年 月 日
氏 名 (続柄)	( )	
保 護 者 現住所		

上記のとおり編入学を志願します。

令和 年 月 日  
福井県立 高等学校長 様

入学審査料の納付申込完了後に  
表示される12桁の申込番号


受験票

受験番号	※
ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
志願高校	※福井県立 高等学校
学力検査	※令和 年 月 日

**受験者の心得**

- 1 早めに受験会場に行き、担当者の指示に従うこと。
- 2 携行品：受験票、上ばき、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規など。  
分度器および分度器機能付きのもの  
は、使用できない。
- 3 下駄きは、担当者の許可を受けて使用する事。
- 4 時計は、計時機能だけのものに限る。
- 5 スマートフォン等を持ち込まないこと。

(注)通信制の課程においては、面接のみ実施します。

(裏面)

学力検査日程表

9:00	定時制 通信制 出欠調査
9:15	注意
9:20	休憩
10:00	国語
10:20	休憩
11:00	英語
11:20	休憩
12:00	数学
13:00	昼食
	面接

編入学願書記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入しないこと。選択する文字を○で囲むこと。
- 2 「応募資格に係る学歴」の欄は、過去に在籍した学校または現在在籍している学校についてその在籍状況を記入すること。
- 3 氏名は、住民票に記載されているとおりの氏名を、かい書で記入すること。  
外国人の場合は、外国人登録証明書または在留カードに登録されているとおりの氏名を記入すること。
- 4 「保護者」の欄の続柄は、本人との続柄とし、例えば、「父」のように記入すること。
- 5 学力検査日に18歳以上の者は、「保護者」の欄への記入は要しない。
- 6 入学審査料の納付申込完了後に表示される12桁の申込番号を編入学願書に記載すること。



総合的な探究の時間の記録								
学習活動								
評価								
特別活動の記録								
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
総合所見および指導上参考となる諸事項								
第1学年								
第2学年								
第3学年								
第4学年								
出欠の記録								
学年	区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1								
2								
3								
4								
本書の記載事項に誤りがないことを証明する。								
令和 年 月 日								
学校長 <span style="float:right">印</span>								
記載責任者 <span style="float:right">印</span>								

※「各教科・科目等の学習の記録」の記載に関する留意点  
 ・同一科目で半期ごとに単位認定した場合の記載例

教科・科目	観点別 学習状況	評定
現代の国語（前期）	A A A	5
現代の国語（後期）	A A A	5

様式編入第3-2号（A4判縦両面）

### 単位修得および成績証明書

受験番号 ※

ふりがな 氏名	昭和・平成 年 月 日生	性別	現住所	都道府県	市郡区						
				町	番地						
村	第 学年	在学	平成・令和 年 月 日	退学	卒業						
学校名 (学科名)	( )										
各教科・科目等の学習の記録											
教科・科目	評定				修得単位の計	教科・科目	評定				修得単位の計
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
国語						外国語					
地理歴史						家庭情報					
公民											
数学											
理科											
保健											
芸術											
総合的な探究（学習）の時間											
小計											
留学											
合計											

## 公安委員会規則

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を公布する。  
令和8年6月30日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

福井県公安委員会規則第5号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年福井県条例第57号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の施行に関し、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、福井県公安委員会、福井県警察本部長もしくはこれらの機関またはこれらの機関の職員であって法律上もしくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものが所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(電子情報処理組織による手続等)

第2条 情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定により、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合については、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年福井県規則第6号）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止)

2 福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年福井県公安委員会規則第4号）は、廃止する。

## 公安委員会告示

福井県公安委員会告示第67号

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県公安委員会が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示を廃止する告示を次のように定める。

令和8年6月30日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

総合的な探究（学習）の時間の記録								
学習活動								
評価								
特別活動の記録								
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
総合所見および指導上参考となる諸事項								
第1学年								
第2学年								
第3学年								
第4学年								
出欠の記録								
学年	区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	留学中の授業日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備考
1								
2								
3								
4								
本書の記載事項に誤りがないことを証明する。								
令和 年 月 日				学校長				印
				記載責任者				印

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県公安委員会が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示を廃止する告示

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県公安委員会が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和7年福井県公安委員会告示第126号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年6月30日から施行する。

## 警察本部告示

### 福井県警察本部告示第23号

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県警察本部長が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示を廃止する告示を次のように定める。

令和8年6月30日

福井県警察本部長 増田 美希子

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県警察本部長が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示を廃止する告示

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県警察本部長が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和7年福井県警察本部告示第40号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年6月30日から施行する。

## 福井県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、令和7年度決算の要旨を公告する。

令和8年6月30日

福井県市町村職員共済組合

理事長 西行 茂

- 1 組合に属する地方公共団体の数は、市町17団体、一部事務組合等23団体の計40団体である。
- 2 組合員数、標準報酬の月額および被扶養者数は次のとおりである。

(単位：人、千円)

		一般	短期	市町村長	特定消防	長期	後期高齢者等 短期	継続長期	任意継続	計
組合員数		9,133 (40)	3,819	17	1,128	5	80	1 [1]	223	14,406
標準報酬の月額	長期	3,370,822 (25,040)	-	11,050	445,570	1,670	-	530 [530]	-	3,829,642
	短期	3,450,712 (27,360)	678,780	14,830	445,570	2,290	13,020	-	48,754	4,653,956
組合員 1人当たり 標準報酬の月額	長期	369,082円 (626,000)	-	650,000円	395,009円	334,000円	-	530,000円 [530,000]	-	372,388円
	短期	377,829円 (684,000)	177,738円	872,353円	395,009円	458,000円	162,750円	-	218,628円	323,079円
被扶養者数		5,526	468	18	1,513	-	-	-	73	7,598
組合員 1人当たり 被扶養者数		0.61	0.12	1.06	1.34	-	-	-	0.33	0.53

3 組合員数は、次のとおりである。

(単位：人)

	業務	保険	宿泊	預金	貸付	計
人員	9	4	2	5	0	20

4 各経理単位別収支状況および資産の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

		短期	厚生年 金保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
	負担金・掛金	8,305,409	13,807,412	894,224	58,786			136,761	304,132			
	事業収入									217,817		6,103

損	入	補助金等収入													
		他経理より繰入金							26,081		20,000				
		利息及び配当金	6,088				2,632		1,758	5,333	3,444	803,815	12		
		連合会交付金	555,500						51,953					32	
		前年度繰越支払準備金	622,880												
		その他の収入	5,064						270	336	358				
	計	9,494,941	13,807,412	894,224	58,786	2,632	0	216,823	309,801	241,619	803,815	6,147			
	出	支	給付金	4,164,961											
			事業費								179,193	160,280			
			職員給与								57,507	21,250	67,974	35,106	
			支払利息					2,632					389,373	2,581	
			連合会払込金	526,442	13,807,412	894,224	58,786			70,457	1,966				
			高齢者支援金等	2,553,471											
介護納付金			726,286												
他経理へ繰入金			26,081								20,000				
次年度繰越支払準備金			611,907												
その他の支出			5,898							62,526	20,389	56,992	42,697	207	
計	8,615,046	13,807,412	894,224	58,786	2,632	0	190,490	242,798	285,246	467,176	2,788				
差引当期利益金	879,895	0	0	0	0	0	26,333	67,003	△ 43,627	336,639	3,359				
貸	資産	流動資産	2,748,230	848,865	56,645	365	12,334		383,958	1,079,239	504,889	2,975,732	2,084		
		固定資産						289,000	3,841	0	330,592	52,170,705	519,668		
		繰延資産													
		計	2,748,230	848,865	56,645	365	301,334	0	387,799	1,079,239	835,481	55,146,437	521,752		
借	負債	流動負債	14,104	848,865	56,645	365			5,529	7,757	17,117	47,943,476	2		
		固定負債	611,907					301,334	67,003	31,929	24,621	49,649	289,000		
		計	626,011	848,865	56,645	365	301,334	0	72,532	39,686	41,738	47,993,125	289,002		
		剰余金	2,122,219	0	0	0	0	0	315,267	1,039,553	793,743	7,153,312	232,750		

## 公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月30日

公立大学法人福井県立大学

理事長 窪田 裕行

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達する物品の名称および数量

福井まちなかキャンパス情報処理演習室端末等 一式

#### (2) 調達物品の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

#### (3) 納入期限

令和9年3月26日

#### (4) 納入場所

福井県福井市手寄1丁目4番1号

公立大学法人福井県立大学

福井まちなかキャンパス

### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争入札参加の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。

(2) この入札に関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学 財務課

電話 0776-61-6000

### 4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期限

令和8年7月16日（木）16時まで

(2) 提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(3) 提出先

3(2)と同様とする。

### 5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法

入札日当日に入札会場に持参し、提出すること。

なお、入札書と同時に内訳表（任意様式）を提出すること。

(2) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス

図書館棟1階会議室

イ 日時

令和8年8月10日（月）9時

### 6 入札方法に関する事項

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10

に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

##### (1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

##### (2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

##### (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

#### 9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Information Processing Laboratory Terminals and Related Equipment for Fukuimachinaka Campus, a complete set

(2) Date and time of bidding: 9:00A.M.10th of August 2026

(3) Delivery period: March 26, 2027

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1, Matsuokakenjoujima, Eiheiji town, Yoshida county, Fukui prefecture, 910-1195 Japan TEL 0776-61-6000